

令和元年 第3回国東市議会定例会 提出議案

報告 第11号	専決処分の報告について(和解及び損害賠償の額を定めることについて)	P 1
報告 第12号	専決処分の報告について(和解及び損害賠償の額を定めることについて)	P 3
報告 第13号	専決処分の報告について(和解及び損害賠償の額を定めることについて)	P 5
報告 第14号	専決処分の報告について(和解及び損害賠償の額を定めることについて)	P 7
報告 第15号	専決処分の報告について(和解及び損害賠償の額を定めることについて)	P 9
報告 第16号	地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく健全化判断比率の算定について	P 11
報告 第17号	地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく資金不足比率の算定について	P 12
認定 第1号	平成30年度国東市一般会計歳入歳出決算の認定について	P 13
認定 第2号	平成30年度国東市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について	P 14
認定 第3号	平成30年度国東市立国東自動車学校特別会計歳入歳出決算の認定について	P 15
認定 第4号	平成30年度国東市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について	P 16
認定 第5号	平成30年度国東市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について	P 17
認定 第6号	平成30年度国東市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について	P 18
認定 第7号	平成30年度国東市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について	P 19
認定 第8号	平成30年度国東市特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について	P 20
認定 第9号	平成30年度国東市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について	P 21
認定 第10号	平成30年度国東市浄化槽設置事業特別会計歳入歳出決算の認定について	P 22

認定 第 11 号	平成 30 年度国東市水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について	P 2 3
認定 第 12 号	平成 30 年度国東市工業用水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について	P 2 4
認定 第 13 号	平成 30 年度国東市民病院事業特別会計歳入歳出決算の認定について	P 2 5
議案 第 68 号	令和元年度国東市一般会計補正予算(第 2 号)	P 2 6
議案 第 69 号	令和元年度国東市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算(第 1 号)	P 2 7
議案 第 70 号	令和元年度国東市立国東自動車学校特別会計補正予算(第 1 号)	P 2 8
議案 第 71 号	令和元年度国東市国民健康保険事業特別会計補正予算(第 1 号)	P 2 9
議案 第 72 号	令和元年度国東市介護保険事業特別会計補正予算(保険事業勘定第 2 号)	P 3 0
議案 第 73 号	令和元年度国東市後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第 1 号)	P 3 1
議案 第 74 号	令和元年度国東市公共下水道事業特別会計補正予算(第 1 号)	P 3 2
議案 第 75 号	令和元年度国東市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算(第 1 号)	P 3 3
議案 第 76 号	令和元年度国東市農業集落排水事業特別会計補正予算(第 1 号)	P 3 4
議案 第 77 号	令和元年度国東市水道事業特別会計補正予算(第 1 号)	P 3 5
議案 第 78 号	令和元年度国東市工業用水道事業特別会計補正予算(第 1 号)	P 3 6
議案 第 79 号	国東市会計年度任用職員の報酬等に関する条例の制定について	P 3 7
議案 第 80 号	国東市子育てのための施設等利用給付の対象となる認可外保育施設の範囲を定める条例の制定について	P 4 3
議案 第 81 号	国東市森林環境譲与税基金条例の制定について	P 4 4
議案 第 82 号	国東市ケーブルテレビ施設条例の一部改正について	P 4 6

議案 第 83 号	国東市手数料条例の一部改正について	P 4 7
議案 第 84 号	国東市立学校設置条例の一部改正について	P 4 8
議案 第 85 号	国東市特定公共賃貸住宅条例の一部改正について	P 5 0
議案 第 86 号	国東市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について	P 5 1
議案 第 87 号	国東市病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について	P 5 2
議案 第 88 号	国東市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について	P 5 4
議案 第 89 号	国東市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について	P 6 6
議案 第 90 号	国東市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の一部改正について	P 6 8
議案 第 91 号	国東市立幼稚園使用料徴収条例の廃止について	P 7 0
議案 第 92 号	財産の無償貸付について	P 7 1
諮問 第 2 号	人権擁護委員の推薦について	P 7 2
諮問 第 3 号	人権擁護委員の推薦について	P 7 3
諮問 第 4 号	人権擁護委員の推薦について	P 7 4
諮問 第 5 号	人権擁護委員の推薦について	P 7 5
諮問 第 6 号	人権擁護委員の推薦について	P 7 6
諮問 第 7 号	人権擁護委員の推薦について	P 7 7

報告	7 件
認定	1 3 件
議案	2 5 件
<u>諮問</u>	<u>6 件</u>
計	5 1 件

報告第 11 号

専決処分の報告について

和解及び損害賠償の額を定めることについて、市長の専決処分事項に関する条例（平成 20 年国東市条例第 22 号）第 1 号及び第 2 号の規定に基づき別紙のとおり専決処分したので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 2 項の規定により議会に報告する。

令和元年 9 月 3 日提出

国東市長 三 河 明 史

専決処分書

和解について、市長の専決処分事項に関する条例（平成 20 年国東市条例第 22 号）第 1 号の規定に基づき、下記のとおり専決処分する。

令和元年 7 月 24 日

国東市長 三 河 明 史

記

1. 事故の内容

令和元年 5 月 21 日午前 6 時 55 分頃、公用車（スクールバス）が送迎のため県道 34 号線を豊後高田市方面に走行中、自転車に気を取られ運転操作を誤り、大型道路標識に衝突した。その際、標識に付属した相手方の看板を破損させた。

2. 損害賠償の額 7,020 円

3. 和解の内容

- (1) 国東市は、相手方に対し、金 7,020 円を支払う。
- (2) 相手方は、国東市に対して本件に関し、今後異議の申し立てをしない。

4. 和解の相手方



報告第 12 号

専決処分の報告について

和解及び損害賠償の額を定めることについて、市長の専決処分事項に関する条例（平成 20 年国東市条例第 22 号）第 1 号及び第 2 号の規定に基づき別紙のとおり専決処分したので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 2 項の規定により議会に報告する。

令和元年 9 月 3 日提出

国東市長 三 河 明 史

専決処分書

和解及び損害賠償の額を定めることについて、市長の専決処分事項に関する条例（平成 20 年国東市条例第 22 号）第 1 号及び第 2 号の規定に基づき、下記のとおり専決処分する。

令和元年 8 月 14 日

国東市長 三 河 明 史

記

1. 事故の内容

令和元年 6 月 15 日午後 3 時 00 分頃、国東市安岐町成久 1228 番 2 地先の市道オレンジロード安岐線を走行中、雨により市道の法面から落ちたと思われる石に相手方車両が乗り上げ、相手方車両の底部を一部破損した。

2. 損害賠償の額 130,800 円

3. 和解の内容

- (1) 国東市は、相手方に対し、金 130,800 円を支払う。
- (2) 相手方は、国東市に対して本件に関し、今後異義の申し立てをしない。

4. 和解の相手方



報告第 13 号

専決処分の報告について

和解及び損害賠償の額を定めることについて、市長の専決処分事項に関する条例（平成 20 年国東市条例第 22 号）第 1 号及び第 2 号の規定に基づき別紙のとおり専決処分したので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 2 項の規定により議会に報告する。

令和元年 9 月 3 日提出

国東市長 三 河 明 史

専決処分書

和解及び損害賠償の額を定めることについて、市長の専決処分事項に関する条例（平成 20 年国東市条例第 22 号）第 1 号及び第 2 号の規定に基づき、下記のとおり専決処分する。

令和元年 8 月 2 日

国東市長 三 河 明 史

記

1. 事故の内容

平成 30 年 8 月 3 日、相手方を固定資産を現に所有している者として相続人の代表とする旨を記した指定通知書を送付したが、平成 31 年 3 月 7 日、相手方に相続権がないことが判明した。既にその時には相手方は相続放棄の手続きを行っており、相続放棄に伴う戸籍等の請求費用等が発生していた。

2. 損害賠償の額 37,946 円

3. 和解の内容

- (1) 国東市は、相手方に対し、金 37,946 円を支払う。
- (2) 相手方は、国東市に対して本件に関し、今後異議の申し立てをしない。

4. 和解の相手方



報告第 14 号

専決処分の報告について

和解及び損害賠償の額を定めることについて、市長の専決処分事項に関する条例（平成 20 年国東市条例第 22 号）第 1 号及び第 2 号の規定に基づき別紙のとおり専決処分したので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 2 項の規定により議会に報告する。

令和元年 9 月 3 日提出

国東市長 三 河 明 史

専決処分書

和解及び損害賠償の額を定めることについて、市長の専決処分事項に関する条例（平成 20 年国東市条例第 22 号）第 1 号及び第 2 号の規定に基づき、下記のとおり専決処分する。

令和元年 8 月 6 日

国東市長 三 河 明 史

記

1. 事故の内容

平成 30 年 8 月 3 日、相手方を固定資産を現に所有している者として相続人の代表とする旨を記した指定通知書を送付したが、平成 31 年 3 月 7 日、相手方に相続権がないことが判明した。既にその時には相手方は相続放棄の手続きを行っており、相続放棄に伴う戸籍等の請求費用等が発生していた。

2. 損害賠償の額 1,496 円

3. 和解の内容

- (1) 国東市は、相手方に対し、金 1,496 円を支払う。
- (2) 相手方は、国東市に対して本件に関し、今後異議の申し立てをしない。

4. 和解の相手方



報告第 15 号

専決処分の報告について

和解及び損害賠償の額を定めることについて、市長の専決処分事項に関する条例（平成 20 年国東市条例第 22 号）第 1 号及び第 2 号の規定に基づき別紙のとおり専決処分したので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 2 項の規定により議会に報告する。

令和元年 9 月 3 日提出

国東市長 三 河 明 史

専決処分書

和解及び損害賠償の額を定めることについて、市長の専決処分事項に関する条例（平成 20 年国東市条例第 22 号）第 1 号及び第 2 号の規定に基づき、下記のとおり専決処分する。

令和元年 8 月 19 日

国東市長 三 河 明 史

記

1. 事故の内容

平成 30 年 8 月 3 日、相手方を固定資産を現に所有している者として相続人の代表とする旨を記した指定通知書を送付したが、平成 30 年 8 月 20 日に、相手方に相続権がないことが判明した。既にその時には相手方は相続放棄の手続きを行っており、相続放棄に伴う戸籍等の請求費用等が発生していた。

2. 損害賠償の額 15,750 円

3. 和解の内容

- (1) 国東市は、相手方に対し、金 15,750 円を支払う。
- (2) 相手方は、国東市に対して本件に関し、今後異議の申し立てをしない。

4. 和解の相手方



報告第 16 号

地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく健全化判断比率の
算定について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 94 号）第 3 条第 1 項の規定により、平成 29 年度決算に基づく健全化判断比率について、監査委員の意見をつけて、次のとおり報告する。

令和元年 9 月 3 日提出

国東市長 三 河 明 史

平成 30 年度決算に基づく健全化判断比率

(単位：%)

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
—	—	8.5	—
(13.06)	(18.06)	(25.0)	(350.0)
[△0.03]	[△0.03]		[0.0]

(備考)

- 1 実質赤字比率、連結実質赤字比率及び将来負担比率がないため「—」としている。
- 2 括弧書き内は、同法に基づく早期健全化基準。
- 3 そで括弧書き内の実質赤字比率、連結実質赤字比率は、実質黒字額による比率のため、負の値で表示している。また、将来負担比率は、充当可能財源等が将来負担額を上回るため、負の値で表示している。

報告第 17 号

地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく資金不足比率の算定について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 94 号）第 22 条第 1 項の規定により、平成 29 年度決算に基づく下記特別会計毎の資金不足比率について、監査委員の意見をつけて、次のとおり報告する。

令和元年 9 月 3 日提出

国東市長 三 河 明 史

平成 30 年度決算に基づく資金不足比率

(単位：%)

特別会計の名称	資金不足比率	備考
公共下水道事業特別会計	— [△ 7. 2]	1 各特別会計ともに資金不足比率はない。 2 同法に基づく経営健全化基準は各特別会計毎に 20. 0%。 3 そで括弧書き内は、資金剰余額による比率であり、負の値で表示している。
特定環境保全 公共下水道事業特別会計	— [△ 5. 8]	
農業集落排水事業特別会計	— [△ 25. 6]	
浄化槽設置事業特別会計	— [△ 0. 0]	
水道事業特別会計	— [△ 25. 7]	
工業用水道事業特別会計	— [△ 357. 9]	
市民病院事業特別会計	— [△ 23. 5]	

認定第 1 号

平成 30 年度国東市一般会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、平成 30 年度国東市一般会計歳入歳出決算を別紙のとおり監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

令和元年 9 月 3 日提出

国東市長 三 河 明 史

認定第 2 号

平成 30 年度国東市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、平成 30 年度国東市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算を別紙のとおり監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

令和元年 9 月 3 日提出

国東市長 三 河 明 史

認定第 3 号

平成 30 年度国東市立国東自動車学校特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、平成 30 年度国東市立国東自動車学校特別会計歳入歳出決算を別紙のとおり監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

令和元年 9 月 3 日提出

国東市長 三 河 明 史

認定第 4 号

平成 30 年度国東市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定に
ついて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、平成 30 年度
国東市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算を別紙のとおり監査委員の意見をつ
けて議会の認定に付する。

令和元年 9 月 3 日提出

国東市長 三 河 明 史

認定第 5 号

平成 30 年度国東市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、平成 30 年度国東市介護保険事業特別会計歳入歳出決算を別紙のとおり監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

令和元年 9 月 3 日提出

国東市長 三 河 明 史

認定第 6 号

平成 30 年度国東市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、平成 30 年度国東市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算を別紙のとおり監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

令和元年 9 月 3 日提出

国東市長 三 河 明 史

認定第7号

平成30年度国東市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、平成30年度国東市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算を別紙のとおり監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

令和元年9月3日提出

国東市長 三 河 明 史

認定第 8 号

平成 30 年度国東市特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算
の認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、平成 30 年度
国東市特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算を別紙のとおり監査委員
の意見をつけて議会の認定に付する。

令和元年 9 月 3 日提出

国東市長 三 河 明 史

認定第 9 号

平成 30 年度国東市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、平成 30 年度国東市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算を別紙のとおり監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

令和元年 9 月 3 日提出

国東市長 三 河 明 史

認定第 10 号

平成 30 年度国東市浄化槽設置事業特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、平成 30 年度国東市浄化槽設置事業特別会計歳入歳出決算を別紙のとおり監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

令和元年 9 月 3 日提出

国東市長 三 河 明 史

認定第 11 号

平成 30 年度国東市水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 30 条第 4 項の規定により、平成 30 年度国東市水道事業特別会計歳入歳出決算を別紙のとおり監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

令和元年 9 月 3 日提出

国東市長 三 河 明 史

認定第 12 号

平成 30 年度国東市工業用水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 30 条第 4 項の規定により、平成 30 年度国東市工業用水道事業特別会計歳入歳出決算を別紙のとおり監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

令和元年 9 月 3 日提出

国東市長 三 河 明 史

認定第 13 号

平成 30 年度国東市民病院事業特別会計歳入歳出決算の認定について

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 30 条第 4 項の規定により、平成 30 年度国東市民病院事業特別会計歳入歳出決算を別紙のとおり監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

令和元年 9 月 3 日提出

国東市長 三 河 明 史

議案第 68 号

令和元年度国東市一般会計補正予算（第 2 号）

令和元年度国東市一般会計補正予算（第 2 号）を別紙のとおり定める。

令和元年 9 月 3 日提出

国東市長 三 河 明 史

議案第 69 号

令和元年度国東市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第 1 号）

令和元年度国東市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第 1 号）を別紙のとおり定める。

令和元年 9 月 3 日提出

国東市長 三 河 明 史

議案第 70 号

令和元年度国東市立国東自動車学校特別会計補正予算（第 1 号）

令和元年度国東市立国東自動車学校特別会計補正予算（第 1 号）を別紙のとおり定める。

令和元年 9 月 3 日提出

国東市長 三 河 明 史

議案第 71 号

令和元年度国東市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）

令和元年度国東市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）を別紙のとおり定める。

令和元年 9 月 3 日提出

国東市長 三 河 明 史

議案第 72 号

令和元年度国東市介護保険事業特別会計補正予算（保険事業勘定第 2 号）

令和元年度国東市介護保険事業特別会計補正予算（保険事業勘定第 2 号）を別紙のとおり定める。

令和元年 9 月 3 日提出

国東市長 三 河 明 史

議案第 73 号

令和元年度国東市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）

令和元年度国東市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）を別紙のとおり定める。

令和元年 9 月 3 日提出

国東市長 三 河 明 史

議案第 74 号

令和元年度国東市公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）

令和元年度国東市公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）を別紙のとおり定める。

令和元年 9 月 3 日提出

国東市長 三 河 明 史

議案第 75 号

令和元年度国東市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）

令和元年度国東市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）を別紙
のとおり定める。

令和元年 9 月 3 日提出

国東市長 三 河 明 史

議案第 76 号

令和元年度国東市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）

令和元年度国東市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）を別紙のとおり定める。

令和元年 9 月 3 日提出

国東市長 三 河 明 史

議案第 77 号

令和元年度国東市水道事業特別会計補正予算（第 1 号）

令和元年度国東市水道事業特別会計補正予算（第 1 号）を別紙のとおり定める。

令和元年 9 月 3 日提出

国東市長 三 河 明 史

議案第 78 号

令和元年度国東市工業用水道事業特別会計補正予算（第 1 号）

令和元年度国東市工業用水道事業特別会計補正予算（第 1 号）を別紙のとおり定める。

令和元年 9 月 3 日提出

国東市長 三 河 明 史

議案第 79 号

国東市会計年度任用職員の報酬等に関する条例の制定について

国東市会計年度任用職員の報酬等に関する条例を次のように定める。

令和元年 9 月 3 日提出

国東市長 三 河 明 史

国東市会計年度任用職員の報酬等に関する条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 203 条の 2 第 5 項及び第 204 条第 3 項並びに地方公務員法(昭和 25 年法律第 261 号)第 24 条第 5 項の規定に基づき、同法第 22 条の 2 第 1 項に規定する会計年度任用職員(以下「会計年度任用職員」という。)に対する報酬、費用弁償、給料及び手当に関し必要な事項を定めるものとする。

(報酬等)

第 2 条 地方公務員法第 22 条の 2 第 1 項第 1 号に掲げる職員に対しては、報酬及び期末手当(以下「報酬等」という。)を支給する。ただし、当該職員のうち、任期が 6 箇月未満のものその他の任命権者が定めるものにあつては、期末手当は支給しない。

2 報酬の額は、月額、日額又は時間額で定めるものとする。

3 報酬の額は、次項、第 5 項又は第 6 項の規定により決定した報酬の基本額及びその基本額に国東市職員の給与に関する条例(平成 18 年国東市条例第 59 号。以下「給与条例」という。)第 18 条の 2 第 2 項に定める割合を乗じて得た額(月額の報酬にあつてはその額に 100 円未満、日額及び時間額の報酬にあつてはその額に 10 円未満の端数を生じたときは、これらをそれぞれ四捨五入して得た額)の合計額とする。

4 月額の報酬を受ける第 1 項の職員の報酬の基本額は、勤務 1 月につき、別表に掲げる職種の区分に応じ、同表に定める月額に、その者について定められた 1 週間当たりの勤務時間を 38.75 で除して得た数を乗じて得た額(その額に 100 円未満の端数を生じたときは、これを四捨五入して得た額)を超えない範囲内で任命権者が定める基準により決定する。

5 日額の報酬を受ける第 1 項の職員の報酬の基本額は、勤務 1 日につき、別表に掲げる職種の区分に応じ、同表に定める月額を 21 で除して得た額に、その者について定められた 1 日当たりの勤務時間を 7.75 で除して得た数を乗じて得た額(その額

に10円未満の端数を生じたときは、これを四捨五入して得た額)を超えない範囲内で任命権者が定める基準により決定する。

- 6 時間額の報酬を受ける第1項の職員の報酬の基本額は、勤務1時間につき、別表に掲げる職種の区分に応じ、同表に定める月額を21で除して得た数を7.75で除して得た額(その額に10円未満の端数を生じたときは、これを四捨五入して得た額)を超えない範囲内で任命権者が定める基準により決定する。
- 7 報酬等の額は、一般職の常勤職員の給与との権衡を考慮して定めなければならない。
- 8 第2項から前項までに規定するもののほか、第1項の職員に対しては、一般職の常勤職員に支給される時間外勤務手当に相当する報酬を任命権者が定めるところにより支給する。

(費用弁償)

第3条 前条第1項の職員が給与条例第17条第1項の職員たる要件を具備するに至ったとき及び公務のため旅行したときは、それらの費用を弁償する。

- 2 費用弁償の額は、一般職の常勤職員に支給される通勤手当及び旅費の額との権衡を考慮して任命権者が定める。

(給料等)

第4条 地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる職員に対しては、給料、地域手当、通勤手当、時間外勤務手当及び期末手当(以下「給料等」という。)を支給する。ただし、当該職員のうち、任期が6箇月未満のものその他の任命権者が定めるものにあつては、期末手当は支給しない。

- 2 給料の額は、勤務1月につき、別表に掲げる職種の区分に応じ、同表に定める月額を超えない範囲内で任命権者が定める基準により決定する。
- 3 給料等の額は、一般職の常勤職員の給料との権衡を考慮して定めなければならない。

(支給)

第5条 会計年度任用職員の報酬、費用弁償、給料及び手当(第2条第1項及び前条第1項に規定する手当に限る。次条及び第7条において同じ。)の支給については、前3条に規定するもののほか、一般職の常勤職員の例による。ただし、報酬の額を日額又は時間額で定める者に対する報酬は、その都度又は支給事由の生じた月の分を翌月の国東市職員の給与に関する条例施行規則(平成18年国東市規則第48号)第2条に定める支給日に支給する。

(減額)

第6条 会計年度任用職員の報酬、給料及び手当の減額については、一般職の常勤職員の給与の減額の例に準じて任命権者が定める。

(特例)

第7条 職務の特殊性等を考慮して任命権者が定める会計年度任用職員の報酬、費用弁償、給料及び手当については、第2条から前条までの規定にかかわらず、一般職

の常勤職員との権衡、その者の職務の特殊性等を考慮して任命権者が決定する。
(委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和2年4月1日から施行する。ただし、附則第4条中国東市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例第9条の改正規定、附則第8条中国東市職員の給与に関する条例第27条第1項及び第4項、第28条第2号、第30条第1項及び第2項第1号並びに第32条第7項の改正規定、附則第9条中国東市技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例第12条並びに第13条の改正規定並びに附則第10条の規定は、令和元年12月14日から施行する。

(国東市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正)

第2条 国東市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例(平成18年3月31日国東市条例第38号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項第3号中「第22条第1項」を「第22条」に改める。

(国東市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

第3条 国東市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成18年国東市条例第39号)の一部を次のように改正する。

第3条中「占める職員」の次に「及び同法第22条の2第1項第2号に掲げる職員」を加える。

(国東市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正)

第4条 国東市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例(平成18年国東市条例第40号)の一部を次のように改正する。

第7条に次の1項を加える。

4 法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員に対する第1項の規定の適用については、同項中「3年を超えない範囲内」とあるのは「法第22条の2第2項の規定に基づき任命権者が定める任期の範囲内」とする。

第9条中「第16条第1項第2号」を「第16条第1号」に改める。

(国東市職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部改正)

第5条 国東市職員の懲戒の手続及び効果に関する条例(平成18年国東市条例第44号)の一部を次のように改正する。

第3条中「給料月額」の次に「(法第22条の2第1項第1号に掲げる職員にあっては、報酬(会計年度任用職員の報酬等に関する条例(令和元年条例第 号)第2条第3項の報酬の基本額に相当する部分に限る。)の月額(日額又は時間額の報酬を受ける職員にあっては、月額に相当する額))」を加える。

(国東市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第6条 国東市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成18年国東市条例第47号)

の一部を次のように改正する。

第 21 条見出し中「非常勤職員」を「会計年度任用職員又は臨時的任用職員」に改め、同条中「非常勤職員(再任用短時間勤務職員を除く。)」を「地方公務員法第 22 条の 2 第 1 項に規定する会計年度任用職員又は臨時的任用職員」に改める。

(国東市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第 7 条 国東市職員の育児休業等に関する条例(平成 18 年国東市条例第 48 号)の一部を次のように改正する。

第 7 条中「育児休業をしている職員」の次に「(地方公務員法(昭和 25 年法律第 261 号)第 22 条の 2 第 1 項に規定する会計年度任用職員(以下「会計年度任用職員」という。)を除く。)」を加える。

第 8 条中「育児休業をした職員」の次に「(会計年度任用職員を除く。)」を加える。

(国東市職員の給与に関する条例の一部改正)

第 8 条 国東市職員の給与に関する条例(平成 18 年国東市条例第 59 号)の一部を次のように改正する。

第 6 条第 2 項を削る。

第 27 条第 1 項中「、若しくは法第 16 条第 1 号に該当して法第 28 条第 4 項の規定により失職し」を削り、同条第 4 項中「、若しくは失職し」を削る。

第 28 条第 2 号中「(同法第 16 条第 1 号に該当して失職した職員を除く。)」を削る。

第 30 条第 1 項中「、若しくは法第 16 条第 1 号に該当して法第 28 条第 4 項の規定により失職し」を削り、同条第 2 項第 1 号中「、若しくは失職し」を削る。

第 32 条第 7 項中「、若しくは法第 16 条第 1 号に該当して法第 28 条第 4 項の規定により失職し」を削り、「第 27 条第 1 項」を「同項」に改める。

第 34 条を次のように改める。

(会計年度任用職員の給与)

第 34 条 地方公務員法第 22 条の 2 第 1 項に規定する会計年度任用職員の給与については、別に条例で定める。

(国東市技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第 9 条 国東市技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成 18 年国東市条例第 60 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 3 項中「、勤勉手当及び」を「及び勤勉手当」に改め、「退職手当」を削る。

第 12 条中「、若しくは地方公務員法(昭和 25 年法律第 261 号)第 16 条第 1 号に該当して同法第 28 条第 4 項の規定により失職し」を削る。

第 13 条中「、若しくは地方公務員法第 16 条第 1 号に該当して同法第 28 条第 4 項の規定により失職し」を削る。

第 14 条を削る。

第 15 条中「、第 5 条及び前条の」を「及び第 5 条の」に改め、同条を同条第 3 項とし、同条に第 1 項及び第 2 項として次の 2 項を加える。

第 4 条、第 5 条、第 7 条、第 9 条から第 11 条、及び前条の規定は地方公務員法第 22 条の 2 第 1 項に規定する会計年度任用職員(以下「会計年度任用職員」という。)には適用しない。

2 第 12 条の規定は、会計年度任用職員のうち、任期が 6 箇月未満のものその他の任命権者が定めるものには適用しない。

第 15 条を第 14 条とし、第 16 条から第 18 条までを 1 条ずつ繰り上げる。

第 19 条を削り、第 20 条を第 18 条とし、第 21 条を第 19 条とする。

(国東市職員等の旅費に関する条例の一部改正)

第 10 条 国東市職員等の旅費に関する条例(平成 18 年国東市条例第 62 号)の一部を次のように改正する。

第 3 条第 3 項中「第 16 条第 2 号から第 5 号まで」を「第 16 条各号」に改める。

(国東市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第 11 条 国東市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成 18 年国東市条例第 223 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「もの」の次に「、地方公務員法(昭和 25 年法律第 261 号)第 22 条の 2 第 1 項に規定する職員(以下「会計年度任用職員」という。)」を加え、「地方公務員法(昭和 25 年法律第 261 号)」を「同法」に改め、同条第 2 項中「、勤勉手当及び」を「及び勤勉手当」に改め、「退職手当」を削る。

第 15 条を削り、第 16 条を第 15 条とし、第 17 条を第 16 条とし、第 18 条を第 17 条とする。

第 19 条を削り、第 20 条を第 18 条とする。

第 21 条の見出し中「再任用」を「特定の」に改め、同条中「、第 7 条及び第 15 条の」を「及び第 7 条の」に改め、同条を同条第 3 項とし、同条に第 1 項及び第 2 項として次の 2 項を加える。

第 5 条から第 7 条まで、第 10 条から第 12 条、第 14 条の規定は、会計年度任用職員には適用しない。

2 第 13 条の規定は、会計年度任用職員のうち、任期が 6 箇月未満のものその他の管理者が定めるものには適用しない。

同条を第 19 条とし、第 22 条を第 20 条とする。

(外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部改正)

第 12 条 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例(平成 19 年国東市条例第 3 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項第 3 号中「第 22 条第 1 項」を「第 22 条」に改める。

別表(第 2 条、第 4 条関係)

職種	月額
(1) 定型的又は補助的な業務を行う職種(他の職種の区分の適用を受けないものを含む)	給与条例別表第1行政職給料表に定める1級における最高の号給の給料月額
(2) やや高度な知識、技術、経験等を要する職種	給与条例別表第1行政職給料表に定める2級における最高の号給の給料月額
(3) 相当高度の知識、技術、経験等を要する職種	給与条例別表第1行政職給料表に定める3級における最高の号給の給料月額

提案理由 地方公務員法及び地方自治法の一部改正に伴い、会計年度任用職員の報酬等に関し必要な事項を定めるとともに、関係条例の整備を行う必要があるため提出する。

議案第 80 号

国東市子育てのための施設等利用給付の対象となる認可外保育施設の範囲を定める条例の制定について

国東市子育てのための施設等利用給付の対象となる認可外保育施設の範囲を定める条例を次のように定める。

令和元年 9 月 3 日提出

国東市長 三 河 明 史

国東市子育てのための施設等利用給付の対象となる認可外保育施設の範囲を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法の一部を改正する法律(令和元年法律第7号。以下「改正法」という。)附則第4条第2項の規定に基づき、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「支援法」という。)第30条の11第1項の規定による施設等利用費の支給の対象となる改正法附則第4条第1項の規定により支援法第7条第10項第4号に掲げる施設とみなされる施設(次条において「認可外保育施設」という。)の範囲を限定することに関し必要な事項について定めるものとする。

(施設等利用費の支給の対象となる認可外保育施設の範囲の限定)

第2条 改正法の施行の日から起算して5年を経過する日までの間、認可外保育施設に係る支援法第30条の11第1項の規定による施設等利用費の支給は、同項に規定する特定子ども・子育て支援施設等である認可外保育施設のうち次条に規定する基準を満たすものが提供する同項に規定する特定子ども・子育て支援を受けたときに限り行うものとする。

(条例で定める基準)

第3条 改正法附則第4条第2項に規定する市町村の条例で定める基準は、支援法第7条第10項第4号の内閣府令で定める基準とする。

附 則

この条例は、令和元年10月1日から施行する。

提案理由 子ども・子育て支援法の一部改正に伴い、保育の無償化の対象を内閣府令で定める基準を満たす施設に限定するため、本条例を制定する必要があるため提出する。

議案第 81 号

国東市森林環境譲与税基金条例の制定について

国東市森林環境譲与税基金条例を次のように定める。

令和元年 9 月 3 日提出

国東市長 三 河 明 史

国東市森林環境譲与税基金条例

(設置)

第 1 条 森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律(平成 31 年法律第 3 号)に基づき、国から譲与を受ける森林環境譲与税により実施する森林の整備及びその促進に関する施策に要する費用に充てるため、国東市森林環境譲与税基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立て)

第 2 条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定める額とする。

(基金の管理)

第 3 条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第 4 条 基金の運用から生じる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第 5 条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第 6 条 市長は、第 1 条の費用に充てる場合に限り、基金の全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第 7 条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は市長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由 森林環境譲与税の創設に伴い、当該譲与税を基金として積み立て、適正に管理し、及び運用するため、本条例を制定する必要があるので提出する。

議案第 82 号

国東市ケーブルテレビ施設条例の一部改正について

国東市ケーブルテレビ施設条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和元年 9 月 3 日提出

国東市長 三 河 明 史

国東市ケーブルテレビ施設条例の一部を改正する条例

国東市ケーブルテレビ施設条例（平成 18 年国東市条例第 19 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 3 号を削る。

第 26 条第 2 項中「、第 24 条及び第 33 条」を「及び第 24 条」に改める。

第 33 条を削る。

附 則

この条例は、令和元年 10 月 1 日から施行する。

提案理由 安岐向陽台・武蔵向陽台のケーブルテレビ施設を取得するにあたり、本条例の一部を改正する必要があるので提出する。

議案第 83 号

国東市手数料条例の一部改正について

国東市手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和元年 9 月 3 日提出

国東市長 三 河 明 史

国東市手数料条例の一部を改正する条例

国東市手数料条例（平成 18 年国東市条例第 74 号）の一部を次のように改正する。
別表第 7 中「1, 580, 000 円」を「1, 590, 000 円」に、「1, 940, 000 円」を「1, 950, 000 円」に、「2, 260, 000 円」を「2, 270, 000 円」に改める。

附 則

この条例は、令和元年 10 月 1 日から施行する。

提案理由 地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に伴い、消防関係手数料の額を変更するため、本条例の一部を改正する必要があるので提出する。

議案第 84 号

国東市立学校設置条例の一部改正について

国東市学校設置条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和元年 9 月 3 日提出

国東市長 三 河 明 史

国東市立学校設置条例の一部を改正する条例

国東市立学校設置条例(平成 18 年国東市条例第 101 号)の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 29 条及び第 45 条」を「第 29 条、第 45 条及び第 49 条の 2」に、「小学校及び中学校」を「小学校、中学校及び義務教育学校」に改める。

別表武蔵東小学校、武蔵西小学校及び武蔵中学校の項を削り、同表に次のように加える。

3 義務教育学校

名称	位置
志成学園	国東市武蔵町成吉 810 番地

附 則

(施行期日)

第 1 条 この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

(国東市立学校の児童・生徒遠距離通学に係る通学費補助条例の一部改正)

第 2 条 国東市立学校の児童・生徒遠距離通学に係る通学費補助条例(平成 18 年国東市条例第 102 号)の一部を次のように改正する。

第 1 条中「小学校及び中学校」を「小学校、中学校及び義務教育学校」に改める。

(国東市議会の議決に付すべき特に重要な公の施設の廃止に関する条例の一部改正)

第 3 条 国東市議会の議決に付すべき特に重要な公の施設の廃止に関する条例(平成 20 年国東市条例第 30 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 4 号中「小学校、中学校」の次に「、義務教育学校」を加える。

(国東市暴力団排除条例の一部改正)

第 4 条 国東市暴力団排除条例(平成 23 年国東市条例 17 号)の一部を次のように改正

する。

第 8 条中「中学校」の次に「又は義務教育学校(後期課程に限る。)」を加える。
(国東市財前奨学金に関する条例の一部改正)

第 5 条 国東市財前奨学金に関する条例(平成 28 年国東市条例第 3 号)の一部を次のように改正する。

第 5 条中「中学校長」の次に「又は義務教育学校長」を加える

提案理由 武蔵東小学校、武蔵西小学校、武蔵中学校を統合し、義務教育学校を開校するにあたり、関係条例の一部を改正する必要があるため提出する。

議案第 85 号

国東市特定公共賃貸住宅条例の一部改正について

国東市特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和元年 9 月 3 日提出

国東市長 三 河 明 史

国東市特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例

国東市特定公共賃貸住宅条例（平成 18 年国東市条例第 215 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 3 項中「かえで住宅」の次に「並びに国見地域に所在する特定公共賃貸住宅」を加える。

附 則

この条例は、令和元年 10 月 1 日から施行する。

提案理由 国見地域の特定公共賃貸住宅への単身入居を可能にすることにより、定住者の確保を図るため、本条例の一部を改正する必要があるため提出する。

議案第 86 号

国東市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について

国東市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正する条例を次のように定める。

令和元年 9 月 3 日提出

国東市長 三 河 明 史

国東市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例

国東市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例（平成 18 年国東市条例第 228 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「984 人」を「920 人」に改める。

第 4 条中第 1 号を削り、第 2 号を第 1 号とし、同条第 3 号中「免職」を「懲戒免職」に改め、同号を同条第 2 号とし、同条第 4 号を同条第 3 号とする。

第 5 条第 2 項第 1 号中「第 3 号」を「第 2 号」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（処分等に関する経過措置）

2 この条例の施行の日前に、この条例による改正前の条例の規定（欠格条項を定めるものに限る。）に基づき行われた処分その他の行為については、なお従前の例による。

提案理由 国東市消防団員の定数の見直し及び成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の公布に伴い、本条例の一部を改正する必要があるので提出する。

議案第 87 号

国東市病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について

国東市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和元年 9 月 3 日提出

国東市長 三 河 明 史

国東市病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する 条例

国東市病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成 20 年国東市条例第 45 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「及び」を「、」に改め、「を占める職員」の次に「及び同法第 22 条の 2 第 1 項に掲げる職員(以下「会計年度任用職員」という。)」を加え、同条第 3 項中「管理職手当」の次に「、初任給調整手当」を、「扶養手当」の次に「、地域手当」を加える。

第 25 条を第 26 条とする。

第 24 条の見出し中「再任用」を「特定の」に改め、同条中「第 6 条及び第 7 条」を「第 5 条、第 7 条及び第 9 条」に改め、同条を同条第 3 項とし、同条に第 1 項及び第 2 項として次の 2 項を加える。

第 5 条、第 7 条及、第 9 条及び第 19 条の規定は、会計年度任用職員には適用しない。

2 第 19 条の規定は、会計年度任用職員のうち、任期が 6 箇月未満のものその他の管理者が定めるものには適用しない。

第 24 条を第 25 条とする。

第 23 条を削り、第 22 条を第 24 条とし、第 15 条から第 21 条までを 2 条ずつ繰り下げる。

第 14 条第 2 項中「第 10 条、第 11 条第 2 項及び第 12 条」を「第 12 条、第 13 条第 2 項及び第 14 条」に改め、同条を第 16 条とする。

第 13 条を第 15 条とし、第 8 条から第 12 条までを 2 条ずつ繰り下げ、第 7 条を第 9 条とし、同条の前に次の 1 条を加える。

(地域手当)

第 8 条 地域手当は、欠員の補充が困難であると認められる職に対して管理者が定め

るところにより支給する。

第6条を第7条とし、第5条の次に次の1条を加える。

(初任給調整手当)

第6条 初任給調整手当は、専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認められる職に対して、管理者が定めるところにより支給する。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

提案理由 地方公務員法及び地方自治法の一部改正に伴い、会計年度任用職員に関する事項を定めるとともに、手当に関する整備をするため、本条例の一部を改正する必要があるので提出する。

議案第 88 号

国東市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について

国東市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和元年 9 月 3 日提出

国東市長 三 河 明 史

国東市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

国東市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成 26 年国東市条例第 21 号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

国東市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例

目次を次のように改める。

目次

第 1 章 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者の運営に関する基準

第 1 節 総則(第 1 条―第 3 条)

第 2 節 特定教育・保育施設の運営に関する基準

第 1 款 利用定員に関する基準(第 4 条)

第 2 款 運営に関する基準(第 5 条―第 34 条)

第 3 款 特例施設型給付費に関する基準(第 35 条・第 36 条)

第 3 節 特定地域型保育事業者の運営に関する基準

第 1 款 利用定員に関する基準(第 37 条)

第 2 款 運営に関する基準(第 38 条―第 50 条)

第 3 款 特例地域型保育給付費に関する基準(第 51 条・第 52 条)

第 2 章 特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準(第 53 条―第 61 条)

第 3 章 雑則(第 62 条)

附則

「第 1 章 総則」を「第 1 章 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者の運営に関する基準」に改め、同章中第 1 条の前に次の節名を付する。

第1節 総則

第2条第9号中「支給認定」を「教育・保育給付認定」に改め、同条第10号中「支給認定保護者」及び「保護者支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第11号中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条中第22号を第27号とし、第17号から第21号までを5号ずつ繰り下げ、同条第16号中「法第28条第4項の規定」を「法第28条第4項」に、「法第30条第4項の規定」を「法第30条第4項」に、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同号を同条第21号とし、同条中第15号を第20号とし、第14号を第19号とし、同条第13号中「支給認定の有効期間」を「教育・保育給付認定の有効期間」に改め、同号を同条第18号とし、同条中第12号を第17号とし、第11号の次に次の5号を加える。

- (12) 満3歳以上教育・保育給付認定子ども 子ども・子育て支援法施行令(平成26年政令第213号。以下「令」という。)第4条第1項に規定する満3歳以上教育・保育給付認定子どもをいう。
- (13) 特定満3歳以上保育認定子ども 令第4条第1項第2号に規定する特定満3歳以上保育認定子どもをいう。
- (14) 満3歳未満保育認定子ども 令第4条第2項に規定する満3歳未満保育認定子どもをいう。
- (15) 市町村民税所得割合算額 令第4条第2項第2号に規定する市町村民税所得割合算額をいう。
- (16) 負担額算定基準子ども 令第13条第2項に規定する負担額算定基準子どもをいう。

第3条第1項中「適切な内容」を「適切であり、かつ、子どもの保護者の経済的負担の軽減について適切に配慮された内容」に改める。

「第2章 特定教育・保育施設の運営に関する基準」及び「第1節 利用定員に関する基準」を削る。

第4条の前に次の節名及び款名を付する。

第2節 特定教育・保育施設の運営に関する基準

第1款 利用定員に関する基準

同条の見出しを削り、同条第1項中「章」を「節」に改める。

「第2節 運営に関する基準」を削る。

第5条の前に次の款名を付する。

第2款 運営に関する基準

同条第1項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に、「利用者負担」を「第13条の規定により支払を受ける費用に関する事項」に改める。

第6条の見出し中「利用申込みに対する」を削り、同条第1項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第2項及び第3項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第4項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第5項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付

認定子ども」に改める。

第7条第2項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改める。

第8条中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に、「支給認定の有無、支給認定子ども」を「教育・保育給付認定の有無、教育・保育給付認定子ども」に、「支給認定の有効期間」を「教育・保育給付認定の有効期間」に改める。

第9条(見出しを含む。)、第10条及び第11条中「支給認定」を「教育・保育給付認定」に改める。

第13条第1項中「(特別利用保育及び特別利用教育を含む。以下この条及び次条において同じ。)」を削り、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者(満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。)」に、「法第27条第3項第2号に掲げる額(当該特定教育・保育施設が特別利用保育を提供する場合にあっては法第28条第2項第2号に規定する市が定める額とし、特別利用教育を提供する場合にあっては法第28条第2項第3号に規定する市が定める額とする。)」を「教育・保育給付認定保護者についての法第27条第3項第2号に掲げる額」に改め、同条第2項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に、「規定する額(その額が現に当該特定教育・保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定教育・保育に要した費用の額)をいい、当該特定教育・保育施設が特別利用保育を提供する場合にあっては法第28条第2項第2号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該特別利用保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用保育に要した費用の額)を、特別利用教育を提供する場合にあっては法第28条第2項第3号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該特別利用教育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用教育に要した費用の額)」を「掲げる額」に改め、同条第3項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第4項各号列記以外の部分中「次の各号」を「次」に、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同項第3号中「提供」の次に「(次に掲げるものを除く。)」を加え、「(法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに対する食事の提供に要する費用を除き、同項第2号に掲げる小学校就学前子どもについては主食の提供に係る費用に限る。)」を削り、同号に次のように加える。

ア 次の(ア)又は(イ)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、その教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者に係る市民税所得割合算額がそれぞれ(ア)又は(イ)に定める金額未満であるものに対する副食の提供

(ア) 法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 77,101円

(イ) 法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを除く。イ(イ)において同じ。) 57,700円(令第4条第2項第6号に規定する特定教育・保育給付

認定保護者にあつては、77,101円)

イ 次の(ア)又は(イ)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども(小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部の第1学年から第3学年までに在籍する子どもをいう。以下イにおいて同じ。)が同一の世帯に3人以上いる場合にそれぞれ(ア)又は(イ)に定める者に該当するものに対する副食の提供(アに該当するものを除く。)

(ア) 法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども(そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。)である者

(イ) 法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども(そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。)である者

ウ 満3歳未満保育認定子どもに対する食事の提供

同条第4項第5号、同条第5項及び同条第6項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

第14条第1項中「法第28条第1項に規定する特例施設型給付費を含む。以下この項において」を「法第27条第1項の施設型給付費をいう。以下」に、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第2項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

第16条第2項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

第17条中「常に支給認定子ども」を「常に教育・保育給付認定子ども」に、「支給認定子ども又はその保護者」を「当該教育・保育給付認定子ども又は当該教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者」に改める。

第18条中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に、「の保護者」を「に係る教育・保育給付認定保護者」に改める。

第19条の見出し中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条中「支給認定子どもの保護者」を「教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者」に改める。

第20条中「の各号」を削り、同条第5号中「支給認定保護者から受領する利用者負担その他の」を「第13条の規定により教育・保育給付認定保護者から支払を受ける」に改める。

第21条第1項並びに第2項ただし書、第24条の見出し、同条から第26条までの規定並びに第27条第1項及び第2項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改める。

同条第3項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に、「の保護者」を「に係る教育・保育給付認定保護者」に改める。

第28条第1項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

第30条第1項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第3項及び第4項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改める。

第32条第2項及び第4項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改める。

第34条第2項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、「の各号」を削り、同項第2号中「に規定する提供した」を「の規定による」に改め、「に係る必要な事項の」を削り、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改める。

「第3節 特例施設型給付費に関する基準」を削る。

第35条の前に次の款名を付する。

第3款 特例施設型給付費に関する基準

第35条第1項中「限る。」の次に「以下」を加え、「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第2項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第3項中「を含むものとして、本章」を「を、施設型給付費には特例施設型給付費(法第28条第1項の特例施設型給付費をいう。次条第3項において同じ。)を、それぞれ含むものとして、前款」に、「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、「総数」の次に「と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号ロ(1)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(特別利用保育を受ける者を除く。)」と、同号ロ(2)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(特別利用保育を受ける者を含む。)」を加える。

第36条第1項中「次項」を「以下この条」に、「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第2項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第3項中「を含む」を「を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含む」に、「本章」を「前款」に、「と、第13条第4項第3号中「除き、同項第2号に掲げる小学校就学前子どもについては主食の提供に係る費用に限る。）」とあるのは「除く。）」を「と、「法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定こどもの総数」とあるのは「法第19条第1項第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定こどもの総数」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号ロ(1)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(特別利用教育を受ける者を含む。)」と、同号ロ(2)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(特別利用教育を受ける者を除く。)」に改める。

「第3章 特定地域型保育事業者の運営に関する基準」及び「第1節 利用定員に

関する基準」を削る。

第37条の前に次の節名及び款名を付する。

第3節 特定地域型保育事業者の運営に関する基準

第1款 利用定員に関する基準

第37条の見出しを削り、同条第1項中「のうち、家庭的保育事業にあつては、その」を「(事業所内保育事業を除く。)の」に、「この章」を「この節」に、「の数を」を「の数は、家庭的保育事業にあつては」に、「をいう。」を「をいう。第42条第3項第1号において同じ。」に改め、「、その利用定員の数を」を削る。

「第2節 運営に関する基準」を削る。

第38条の前に次の款名を付する。

第2款 運営に関する基準

第38条第1項中「利用者負担」を「第43条の規定により支払を受ける費用に関する事項」に改める。

第39条第1項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第2項中「法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この節において同じ。)」に、「支給認定子どもが」を「満3歳未満保育認定子どもが」に改め、同条第3項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第4項中「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改める。

第40条第2項中「法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改める。

第41条中「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改める。

第42条第1項中「この項」を「以下この項から第5項まで」に改め、同項第1号中「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改め、同項第2号中「をいう。」を「をいう。以下この条において同じ。」に改め、同項第3号中「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第4項中「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改め、同項を同条第9項とし、同項の前に次の1項を加える。

8 保育所型事業所内保育事業を行う者のうち、児童福祉法第6条の3第12項第2号に規定する事業を行うものであって、市長が適当と認めるもの(附則第5条において「特例保育所型事業所内保育事業者」という。)については、第1項本文の規定にかかわらず、連携施設の確保をしないことができる。

第42条第3項中「を行う者であつて、第37条第2項の規定により定める利用定員が20人以上のもの」を「(第37条第2項の規定により定める利用定員が20人以上のものに限る。次項において「保育所型事業所内保育事業」という。)を行う者」に改め、同項を同条第7項とし、同条第2項中「前項本文」を「第1項本文」に改め、同項を同条第6項とし、同条第1項の次に次の4項を加える。

2 市長は、特定地域型保育事業者による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著

しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第2号の規定を適用しないこととすることができる。

- (1) 特定地域型保育事業者と前項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。
 - (2) 前項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。
- 3 前項の場合において、特定地域型保育事業者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者を第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。
- (1) 当該特定地域型保育事業者が特定地域型保育事業を行う場所又は事業所(次号において「事業実施場所」という。)以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者(次号において「小規模保育事業A型事業者等」という。)
 - (2) 事業実施場所において代替保育が提供される場合 事業の規模等を勘案して小規模保育事業A型事業者等と同等の能力を有すると市が認める者
- 4 市長は、特定地域型保育事業者による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるときは、同号の規定を適用しないこととすることができる。
- 5 前項の場合において、特定地域型保育事業者は、児童福祉法第59条第1項に規定する施設のうち、次に掲げるもの(入所定員が20人以上のものに限る。)であって、市長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。
- (1) 法第59条の2第1項の規定による助成を受けている者の設置する施設(児童福祉法第6条の3第12項に規定する業務を目的とするものに限る。)
 - (2) 児童福祉法第6条の3第12項に規定する業務又は同法39条第1項に規定する業務を目的とする施設であって、同法第6条の3第9項第1号に規定する保育を必要とする乳児・幼児の保育を行うことに要する費用に係る地方公共団体の補助を受けているもの

第43条第1項中「(特別利用地域型保育及び特定利用地域型保育を含む。以下この条及び第50条において準用する第14条において同じ。)」を削り、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、「(当該特定地域型保育事業者が特別利用地域型保育を提供する場合にあつては法第30条第2項第2号に規定する市が定める額とし、特定利用地域型保育を提供する場合にあつては法第30条第2項第3号に規定する市が定める額とする。)」を削り、同条第2項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、「(その額が現に当該特定地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定地域型保育に要した費用の額)をいい、当該特定地域型保育事業者が特別利用地域型保育を提供する場合にあつては法第30条第2項第2号

に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該特別利用地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用地域型保育に要した費用の額)を、特定利用地域型保育を提供する場合にあっては法第30条第2項第3号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該特定利用地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定利用地域型保育に要した費用の額)」を削り、同条第3項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第4項各号列記以外の部分中「の各号」を削り、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同項第4号中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第5項及び第6項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

第46条第5号中「支給認定保護者から受領する利用者負担その他の」を「第43条の規定により教育・保育給付認定保護者から支払を受ける」に改める。

第47条第1項及び第2項ただし書中「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改める。

第49条第2項中「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に、同項第2号中「に規定する提供した特定地域型保育に係る必要な事項」を「の規定による特定地域型保育」に改め、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第50条中「特定地域型保育事業」を「特定地域型保育事業者、特定地域型保育事業所及び特定地域型保育」に、「第14条第1項」を「第11条中「教育・保育給付認定子どもについて」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(満3歳未満保育認定子ども)に限り、特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この款において同じ。)について」と、第12条の見出し中「教育・保育」とあるのは「地域型保育」と、第14条の見出し中「施設型給付費」とあるのは、「地域型保育給付費」と、同条第1項に、「第28条第1項に規定する特例施設型給付費を含む。以下この項において同じ。)」を「第27条第1項の施設型給付費をいう。以下」に、「第30条第1項に規定する特例地域型保育給付費を含む。以下この項において同じ。)」を「第29条第1項の地域型保育給付費をいう。以下この項及び第19条において」と、「施設型給付費の」とあるのは「地域型保育給付費の」と、同条第2項中「特定教育・保育提供証明書」とあるのは「特定地域型保育提供証明書」と、第19条中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」に改める。

「第3節 特例地域型保育給付費に関する基準」を削る。

第51条の前に次の款名を付する。

第3款 特例地域型保育給付費に関する基準

第51条第1項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第2項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に、「法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に、「あつては」を「あつては、」に改め、同条第3項中「含むものとして、本章(第39条第2項及び第40条第2項を除く。)の規定を適用する」を「、地域

型保育給付費には特例地域型保育給付費(法第30条第1項の特例地域型保育給付費をいう。次条第3項において同じ。)を、それぞれ含むものとして、この節(第40条第2項を除き、前条において準用する第8条から第14条まで(第10条及び第13条を除く。)、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までを含む。次条第3項において同じ。)の規定を適用する。この場合において、第39条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもの数」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの数」と、「満3歳未満保育認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この節において同じ。)」とあるのは「法第19条第1項第1号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども(第52条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。)」と、「法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者(特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。)」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第4項中「前3項」とあるのは「前2項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供(第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。)に要する費用」と、同条第5項中「前4項」とあるのは「前3項」とする」に改める。

第52条第1項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第2項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に、「あつては」を「あつては、」に改め、同条第3項中「含むものとして、本章の規定を適用する」を「、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、この節の規定を適用する。この場合において、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者(特定利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもに限る。)に係る教育・保育給付認定保護者に限る。)」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項中「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供(特定利用地域型保育の対象となる特定満3歳以上保育認定子どもに対するもの及び満3歳以上保育認定子ども(令第4条第1項第2号に規定する満3歳以上保育認定子どもをいう。))に係る第13条第4項第3号ア

又はイに掲げるものを除く。)に要する費用」とする。」に改める。

第53条を第62条とする。

第4章を第3章とし、第1章の次に次の1章を加える。

第2章 特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準

(趣旨)

第53条 法第58条の4第2項の内閣府令で定める特定子ども・子育て支援施設等(法第30条の11第1項に規定する特定子ども・子育て支援施設等をいう。)の運営に関する基準は、この章に定めるところによる。

(教育・保育その他の子ども・子育て支援の提供の記録)

第54条 特定子ども・子育て支援提供者(法第30条の11第3項に規定する特定子ども・子育て支援提供者をいう。以下同じ。)は、特定子ども・子育て支援(同条第1項に規定する特定子ども・子育て支援をいう。以下同じ。)を提供した際は、提供した日及び時間帯、当該特定子ども・子育て支援の具体的な内容その他必要な事項を記録しなければならない。

(利用料及び特定費用の額の受領)

第55条 特定子ども・子育て支援提供者は、特定子ども・子育て支援を提供したときは、施設等利用給付認定保護者(法第30条の5第3項に規定する施設等利用給付認定保護者をいう。以下同じ。)から、その者との間に締結した契約により定められた特定子ども・子育て支援の提供の対価(子ども・子育て支援法施行規則第28条の16に規定する費用(以下「特定費用」という。)に係るものを除く。以下「利用料」という。)の額の支払を受けるものとする。

2 特定子ども・子育て支援提供者は、前項の規定により支払を受ける額のほか、特定費用の額の支払を施設等利用給付認定保護者から受けることができる。この場合において、特定子ども・子育て支援提供者は、あらかじめ、当該支払を求める金銭の用途及び額並びに理由について書面により明らかにするとともに、施設等利用給付認定保護者に対して説明を行い、同意を得なければならない。

(領収書及び特定子ども・子育て支援提供証明書の交付)

第56条 特定子ども・子育て支援提供者は、前条の規定による費用の支払を受ける際、当該支払をした施設等利用給付認定保護者に対し、領収証を交付しなければならない。この場合において、当該領収証は、利用料の額と特定費用の額とを区分して記載しなければならない。ただし、前条第2項に規定する費用の支払のみを受ける場合は、この限りでない。

2 前項の場合において、特定子ども・子育て支援提供者は、当該支払をした施設等利用給付認定保護者に対し、当該支払に係る特定子ども・子育て支援を提供した日及び時間帯、当該特定子ども・子育て支援の内容、費用の額その他施設等利用費の支給に必要な事項を記載した特定子ども・子育て支援提供証明書を交付しなければならない。

(法定代理受領の場合の読替え)

第57条 特定子ども・子育て支援提供者が法第30条の11第3項の規定により市から特定子ども・子育て支援に係る施設等利用費の支払を受ける場合における前2条の規定の適用については、第55条第1項中「額」とあるのは「額から法第30条の11第3項の規定により市から支払を受けた施設等利用費の額を控除して得た額」と、前条第1項中「利用料の額」とあるのは「利用料の額から法第30条の11第3項の規定により市から支払を受けた施設等利用費の額を控除して得た額」と、前条第2項中「前項の場合において、」とあるのは「法第30条の11第3項の規定により市から特定子ども・子育て支援に係る施設等利用費の支払を受ける」と、「当該支払をした」とあるのは「当該市及び当該」と、「交付し」とあるのは「交付し、及び当該施設等利用給付認定保護者に対し、当該施設等利用給付認定保護者に係る施設等利用費の額を通知し」とする。

(施設等利用給付認定保護者に関する市への通知)

第58条 特定子ども・子育て支援提供者は、特定子ども・子育て支援を受けている施設等利用給付認定子ども(法第30条の8第1項に規定する施設等利用給付認定子どもをいう。以下同じ。)に係る施設等利用給付認定保護者が偽りその他不正な行為によって施設等利用費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を当該支給に係る市に通知しなければならない。

(施設等利用給付認定子どもを平等に取り扱う原則)

第59条 特定子ども・子育て支援提供者は、施設等利用給付認定子どもの国籍、信条、社会的身分又は特定子ども・子育て支援の提供に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。

(秘密保持等)

第60条 特定子ども・子育て支援を提供する施設又は事業所の職員及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た施設等利用給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 特定子ども・子育て支援提供者は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た施設等利用給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

3 特定子ども・子育て支援提供者は、小学校、他の特定子ども・子育て支援提供者その他の機関に対して、施設等利用給付認定子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により当該施設等利用給付認定子どもに係る施設等利用給付認定保護者の同意を得ておかななければならない。

(記録の整備)

第61条 特定子ども・子育て支援提供者は、職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかななければならない。

2 特定子ども・子育て支援提供者は、第54条の規定による特定子ども・子育て支援の提供の記録及び第58条の規定による市への通知に係る記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

附則第2条第1項中「(法第27条第3項第2号に掲げる額(当該特定教育・保育施設が」とあるのは「(当該特定教育・保育施設が」と、「定める額とする。)をいう。）」とあるのは「定める額をいう。）」を「教育・保育給付認定保護者(満3歳未満保育認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定保護者(満3歳未満保育認定子ども(特定保育所(法附則第6条第1項に規定する特定保育所をいう。次項において同じ。))から、特定教育・保育(保育に限る。第19条において同じ。))を受ける者を除く。以下この項において同じ。))」に、「(法第27条第3項第1号に規定する額」とあるのは「(法附則第6条第3項の規定により読み替えられた法第28条第2項第1号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」を「当該特定教育・保育」とあるのは「当該特定教育・保育(特定保育所における特定教育・保育(保育に限る。))を除く。))」に改める。

附則第3条を以下のように改める。

附則第3条 削除

附則第5条中「特定地域型保育事業者」を「特定地域型保育事業者(特例保育所型事業所内保育事業者を除く。))」に、「5年」を「10年」に改める。

附 則

この条例は、令和元年10月1日から施行する。ただし、第1条の改正規定、第37条中「をいう。」を「をいう。第42条第3項第1号において同じ。」に改める改正規定、第42条の改正規定(同条第1項第1号中「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改める改正規定、同項第3号中「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める改正規定及び同条第4項中「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改める改正規定を除く。)及び附則第5条の改正規定は、公布の日から施行する。

提案理由 子ども・子育て支援法の一部改正及び特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部改正に伴い、本条例の一部を改正する必要があるため提出する。

議案第 89 号

国東市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

国東市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和元年 9 月 3 日提出

国東市長 三 河 明 史

国東市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

国東市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成 26 年国東市条例第 22 号)の一部を次のように改正する。

第 6 条第 2 項第 1 号中「適用しないこと」の次に「とすること」を加え、同条に次の 2 項を加える。

- 4 市長は、家庭的保育事業者等による第 1 項第 3 号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるときは、同号の規定を適用しないこととすることができる。
- 5 前項の場合において、家庭的保育事業者等は、法第 59 条第 1 項に規定する施設のうち、次に掲げるもの(入所定員が 20 人以上のものに限る。)であって、市長が適当と認めるものを第 1 項第 3 号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。
 - (1) 子ども・子育て支援法第 59 条の 2 第 1 項の規定による助成を受けている者の設置する施設(法第 6 条の 3 第 12 項に規定する業務を目的とするものに限る。)
 - (2) 法第 6 条の 3 第 12 項及び第 39 条第 1 項に規定する業務を目的とする施設であって、法第 6 条の 3 第 9 項第 1 号に規定する保育を必要とする乳児・幼児の保育を行うことに要する費用に係る地方公共団体の補助を受けているもの」を加える。

第 16 条第 2 項第 4 号中「附則第 2 条第 2 項において同じ。」を削除する。

第 23 条第 2 項第 2 号中「第 34 条の 20 第 1 項第 4 号」を「第 34 条の 20 第 1 項第 3 号」に改める。

第 45 条に次の 1 項を加える。

- 2 保育所型事業所内保育事業を行う者のうち、法第 6 条の 3 第 12 項第 2 号に規定す

る事業を行う者であって、市長が適当と認めるもの(附則第 3 条において「特例保育所型事業所内保育事業者」という。)については、第 6 条第 1 項本文の規定にかかわらず、連携施設の確保をしないことができる。

附則第 2 条第 2 項中「(第 22 条に規定する家庭的保育事業を行う場所において実施されるものに限る。)」を削る。

第 3 条中「家庭的保育事業者等」の次に「(特例保育所型事業所内保育事業者を除く。)」を加え、「5 年」を「10 年」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令の施行に伴い、本条例の一部を改正する必要があるので提出する。

議案第 90 号

国東市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する
条例の一部改正について

国東市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の
一部を改正する条例を次のように定める。

令和元年 9 月 3 日提出

国東市長 三 河 明 史

国東市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する
条例の一部を改正する条例

国東市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例
(平成 27 年国東市条例第 2 号) の一部を次のように改正する。

第 3 条を次のように改める。

(利用者負担額)

第 3 条 法第 20 条に規定する教育・保育給付認定を受けた保護者は、特定教育・保
育施設及び地域型保育事業の利用に際し、法第 27 条第 3 項第 2 号、第 28 条第 2 項
各号、第 29 条第 3 項第 2 号、第 30 条第 2 項各号、法附則第 6 条第 4 項及び第 9 条
第 1 項各号に規定する教育・保育認定保護者の負担額を 0 円とする。

第 4 条及び第 5 条を削る。

第 6 条第 2 項中「別表第 4」を「別表第 1」に改め、同条を第 4 条とする。

第 7 条第 2 項中「別表第 5」を「別表第 2」に改め、同条を第 5 条とする。

第 8 条第 2 項中「別表第 6」を「別表第 3」に改め、同条を第 6 条とする。

第 9 条見出し中「利用者負担額」を「延長保育料等」に改め、同条中「第 5 条」を
「第 4 条」に改め、「利用者負担額、」を削り、「利用者負担額等」を「延長保育料等」
に改め、同条を第 7 条とする。

第 10 条見出し中「利用者負担額等」を「延長保育料等」に改め、同条第 1 項及び
第 2 項を削り、同条第 3 項中「第 6 条、第 7 条及び第 8 条」を「第 4 条から第 7 条ま
で」に改め、同項を同条第 1 項とする。

第 11 条を第 9 条とする。

別表第 1 から別表第 3 までを削る。

別表第 4 中「第 6 条関係」を「第 4 条関係」に改め、同表を別表第 1 とする。

別表第 5 中「第 7 条関係」を「第 5 条関係」に改め、同表を別表第 2 とする。

別表第6中「第8条関係」を「第6条関係」に改め、同表を別表第3とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由 子ども・子育て支援法の一部改正に関連し、保育の無償化を実施するにあたり利用者負担額を変更する必要があるため、本条例の一部を改正する必要があるので提出する。

議案第 91 号

国東市立幼稚園使用料徴収条例の廃止について

国東市立幼稚園使用料徴収条例を廃止する条例を次のように定める。

令和元年 9 月 3 日提出

国東市長 三 河 明 史

国東市立幼稚園使用料徴収条例を廃止する条例

国東市立幼稚園使用料徴収条例(平成 18 年国東市条例第 105 号)は、廃止する。

附 則

この条例は、令和元年 10 月 1 日から施行する。

提案理由 子ども・子育て支援法の一部改正に伴い、国東市子育て支援対策として、子育て世帯を経済的に支援し、定住を促進するため、本条例を廃止する必要があるので提出する。

議案第 92 号

財産の無償貸付について

下記のとおり財産を無償貸付することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 6 号の規定により議会の議決を求める。

令和元年 9 月 3 日提出

国東市長 三 河 明 史

記

1 無償貸付を行う財産、無償貸付の相手方

財産	無償貸付の相手方
旧西武蔵小学校 校舎 国東市安岐町富清 3209 番地 鉄筋コンクリート造 2 階建 床面積 1,315 m ² のうち「くにさき七 島藺振興会」部分を除いた面積	国東市安岐町富清 3209 番地 2 国東時間株式会社 代表取締役 松岡 勇樹 国東市安岐町富清 3209 番地 2 F L A T S 合同会社 代表 森山 長英

2 貸付の目的

市有財産の有効活用を図るため、廃校となった学校施設のうち建物を無償で貸付けるもの。

3 貸付の期間

令和元年 10 月 1 日から 10 年の間

提案理由 廃校となった旧西武蔵小学校の校舎を無償で貸付けることにより、地域の活性化及び市有財産の有効活用を図るため提出する。

諮問第 2 号

人権擁護委員の推薦について

人権擁護委員の候補者として、下記の者を推薦したいので、人権擁護委員法（昭和 24 年法律第 139 号）第 6 条第 3 項の規定により、議会の意見を求める。

住 所 国東市武蔵町 [REDACTED]

氏 名 いわ みつ やすし
岩 光 侃

生年月日 昭和 [REDACTED] 年 [REDACTED] 月 [REDACTED] 日

令和元年 9 月 3 日提出

国東市長 三 河 明 史

提案理由 岩光侃委員の任期が令和元年 12 月 31 日に満了するため、再任の推薦を
することについて議会の意見を求める。

諮問第 3 号

人権擁護委員の推薦について

人権擁護委員の候補者として、下記の者を推薦したいので、人権擁護委員法（昭和 24 年法律第 139 号）第 6 条第 3 項の規定により、議会の意見を求める。

住 所 国東市安岐町 [REDACTED]

氏 名 服 部 伴 夫
はっ とり とも お

生年月日 昭和 [REDACTED] 年 [REDACTED] 月 [REDACTED] 日

令和元年 9 月 3 日提出

国東市長 三 河 明 史

提案理由 服部伴夫委員の任期が令和元年 12 月 31 日に満了するため、再任の推薦
をすることについて議会の意見を求める。

諮問第 4 号

人権擁護委員の推薦について

人権擁護委員の候補者として、下記の者を推薦したいので、人権擁護委員法（昭和 24 年法律第 139 号）第 6 条第 3 項の規定により、議会の意見を求める。

住 所 国東市国東町 [REDACTED]

氏 名 丹 羽 秀 道
に わ しゅう どう

生年月日 昭和 [REDACTED] 年 [REDACTED] 月 [REDACTED] 日

令和元年 9 月 3 日提出

国東市長 三 河 明 史

提案理由 丹羽秀道委員の任期が令和元年 12 月 31 日に満了するため、再任の推薦をすることについて、議会の意見を求める。

諮問第 5 号

人権擁護委員の推薦について

人権擁護委員の候補者として、下記の者を推薦したいので、人権擁護委員法（昭和 24 年法律第 139 号）第 6 条第 3 項の規定により、議会の意見を求める。

住 所 国東市国見町 [REDACTED]

氏 名 ふじ 藤 わら 原 かず 和 や 彌

生年月日 昭和 [REDACTED] 年 [REDACTED] 月 [REDACTED] 日

令和元年 9 月 3 日提出

国東市長 三 河 明 史

提案理由 藤原和彌委員の任期が令和元年 12 月 31 日に満了するため、再任の推薦をすることについて、議会の意見を求める。

諮問第 6 号

人権擁護委員の推薦について

人権擁護委員の候補者として、下記の者を推薦したいので、人権擁護委員法（昭和 24 年法律第 139 号）第 6 条第 3 項の規定により、議会の意見を求める。

住 所 国東市安岐町 [REDACTED]

氏 名 ふじ 藤 わら 原 やす 康 こ 子

生年月日 昭和 [REDACTED] 年 [REDACTED] 月 [REDACTED] 日

令和元年 9 月 3 日提出

国東市長 三 河 明 史

提案理由 令和元年 12 月 31 日に前任者の任期が満了するため、次期委員候補者として藤原康子氏を推薦することについて、議会の意見を求める。

